**平成２１年（フ）第４１１号**
長野県中野市大字小田中450番地１　市営住宅小田中団地44号
債務者　安保志津香
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４２６号**
長野市大字富竹1181番地レオパレス秋桜202号室、前住所神奈川県川崎市高津区北見方２丁目８番１―301号マンション**桴**苑
債務者　伊良波　輝
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３４６号**
長野県塩尻市大字堀ノ内119番地２
債務者　小林佳奈子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第８７号**
長野県諏訪市大字四賀168番地４、前住所山梨県北杜市大泉町西井出8240番地1690
債務者　赤羽　純子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**平成２１年（フ）第１００号**
長野県茅野市宮川5446番地６　県住539号、前住所長野県上田市緑が丘３丁目６番12号　ドミール緑が丘301号
債務者　佐々木里実（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**平成２１年（フ）第１１８号**
長野県諏訪郡下諏訪町6666番地３　関屋住宅Ａ２―240
債務者　溝呂木眞一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**平成２１年（フ）第６８０号**
岐阜市岩倉町１丁目23番地　メゾン岩倉22号室
債務者　長谷川さだ子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６８２号**
岐阜県各務原市鵜沼羽場町６―183、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原青雲町５丁目27番地
債務者　林　徳多加
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６８７号**
岐阜県瑞穂市別府2258番地　雇用促進住宅１棟　409号
債務者　木村　高明
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６８９号**
岐阜市加納上本町３丁目29番地４　朝日堂ビル301号室
債務者　齊藤　光子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６９４号**
岐阜市柳津町上佐波１丁目190番地　下条借家
債務者　安田　正之
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第９３号**
岐阜県高山市西之一色町３丁目1090番地13
債務者　大坪　芳盛
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２１年（フ）第９４号**
岐阜県高山市西之一色町３丁目1090番地13
債務者　大坪　智子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２１年（フ）第５９号**
静岡県賀茂郡松崎町江奈606番地の４
債務者　山本　宏起
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　静岡地方裁判所下田支部

**平成２１年（フ）第３１８号**
三重県四日市市安島２丁目11番12号　寿マンション302号室
債務者　渡邊　鳴美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３１９号**
三重県四日市市日永２丁目４番19号　メゾンカリーノ２Ｃ
債務者　木村　高徳
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３２３号**
三重県四日市市小古曽町1972番地
債務者　後藤　路仁
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係